

答申第13号

平成16年8月4日

相 模 原 市 長 殿

相模原市情報公開審査会
会 長 平 田 秀 光

公文書非公開決定処分に関する諮問について（答申）

平成16年1月19日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

1 審査会の結論

狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づき、犬の所有者が犬の所在地を管轄する市町村長に対してなされるべき犬の登録申請の内容を登録した原簿を用紙に出力する登録原簿送付書について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した本件非公開決定は、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、相模原市長（以下「市長」という。）が、平成15年10月17日付け相模原市指令（生衛）第15号でした特定個人を指定し、当該特定個人の所有するビーグル犬に関して登録の有無及び平成15年度狂犬病予防注射済票の交付の有無がわかる書類についての公開請求を拒否した非公開処分の取り消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、市長が、狂犬病予防法第4条第1項に基づき、犬の所有者が犬の登録を申請したときに、その内容を登録し用紙に出力する「登録原簿送付書」について、個人の情報であって特定の個人が識別されるため、公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため、相模原市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき公開請求を拒否した非公開処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 不服申立人は、平成15年7月20日相模原市内において、市内在住の特定個人が連れて散歩していたビーグル犬に襲われた。当該犬には咬まれなかったものの、このことが原因で不服申立人は当該特定個人から暴行を受け骨折した。これは、当該特定個人が当該犬を綱、鎖等でつながないで運動させていたのが原因である。

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第9条第1号ウに定める飼養者の遵守事項に違反し、当該特定個人が犬を綱、鎖等でつながないで運動させた時点で、当該特定個人は条例第7条により個人情報保護されることを自ら放棄したものとみなすべきである。

イ 犬の登録及び予防注射は狂犬病予防法に基づいたもので、法令に基づく届出とか犬を飼っていいという免許のようなものであり、要するに登録等については公表することができるものである。

ウ 当該犬には鑑札及び予防注射済票が着けられておらず、当該特定個人が狂犬病予防法の規定による義務を果たしていなかった。不服申立人は当該犬に襲われた被害者であり、登録及び注射済であるか否かについて公開されるべきである。

エ 狂犬病予防法では、犬の所有者は鑑札をその犬に着けておかなければならない

とされている。着けておくということは公開されていることである。また、犬の所有者は注射済票をその犬に着けておかなければならないとされており、特段隠さなければいけないことではない。

オ 狂犬病予防法は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とするということで、条例第7条第1号ただし書ウに該当し、公開すべきである。

実施機関は、咬傷事件もない、昭和31年以降狂犬病が発生していない、狂犬病が多発しているといった特別な事情もないと言うが、近年多くの犬は室内で飼育されており、登録、予防注射を受けていない犬を多くみかける。また、近年国外から狂犬病予防法に該当しない哺乳類が輸入されていること、さらに外国船の船員が狂犬病の犬を持ち込むことも考えられる。過去の統計から推測すると、今小型犬ブームで当時より生活が豊かになっており、3頭に1頭ぐらいしか狂犬病予防注射をしていないと考えられる。実施機関の説明では整合性がない。

カ 犬を飼う場合には登録しなければならないということを認識させるために、公開すべきである。公開しなければ、今後マンション等で犬を飼う人は登録しなくなる。

キ 公開拒否の理由として、犬の所有者と管理者が同一人か、若しくは別人か、証拠を示し、同一人ならば公開すると言っていたので当該特定個人の署名捺印の書類を添付する。

ク 情報公開の担当者が条例第10条の適応について、隣人が生活保護を受けているか否かを例に話しをしたが、同条で拒否されるのは不当である。

3 実施機関（市長）の非公開理由説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件請求文書を非公開とした理由は次のとおりである。

（1）本件請求文書について

実施機関は、「特定の個人を指定したビーグル犬についての登録の有無及び平成15年度狂犬病予防注射済票の交付の有無がわかる書類」について、狂犬病予防法第4条第1項に基づき、犬の所有者が犬の登録を申請したときにその内容を登録した原簿は電磁的記録で保有することから、その内容を用紙に出力する「登録原簿送付書」（以下「本件請求文書」という。）と特定した。

記載されることとなる事項は、登録番号、登録年月日、所有者の氏名、所有者の住所、犬の名前、注射済番号、犬の所在地、犬の種類、犬の生年月日、犬の毛色、犬の性別、犬の特徴、狂犬病予防注射の実施記録及び原簿の記載事項の変更履歴である。

（2）条例第10条該当性について

本件公開請求は特定の一個人に関する情報が記載されている公文書が請求の対

象である。本件請求文書が存在しているか否かを答えることは、当該特定個人の犬の登録の有無、注射実施の有無等を答えることと同じ結果を生じてしまうことは明らかである。本件請求文書の内容は条例第7条第1号及び第5号ただし書に該当する情報であることから公開することができない。よって、当該公文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否したものである。

(3) 条例第7条第1号該当性について

ア 犬の登録申請に基づき登録した原簿の内容である登録番号、登録年月日、所有者の氏名、所有者の住所は個人に関する基本的事項に関する情報であって、また、特定の個人が識別される情報である。

犬の名前、犬の所在地、犬の種類、犬の生年月日、犬の毛色、犬の性別、犬の特徴及び狂犬病予防注射の実施記録については、申請者が所有している財産(犬)に関する情報であり、これらの情報は狂犬病予防法の規定に基づき当該個人が市に提供した情報であって、公開を目的とした提供情報ではない。またどのような種類の犬、どのような生年月日の犬を飼うか、いつ狂犬病の予防注射を行うかについては、当該個人の判断で当該個人が決するものであり、第三者に説明を行うべき情報ではなく、当該情報を公開することによって、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

よって、公開請求のあったこれらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、公にすることにより特定の個人の権利利益を明らかに害するおそれがあり、条例第7条第1号に該当するものである。

なお、不服申立人は、当該特定個人が綱や鎖でつながない時点でその人の個人情報保護は保護されない、自ら放棄したとみなすべきだと主張しているが、そうした規定は条例にはない。

イ 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

登録原簿の情報は法令の規定に従い、犬の所有者が犬の登録を申請したときに、その内容を登録したものであり、公表を前提に提供された情報、あるいは申請者が公表されることを了承して提供した情報ではなく、実施機関は公表することを目的として取得した情報ではない。

ウ 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

不服申立人が請求した情報について、他の法令上アクセスする特段の規定はなく、たとえ狂犬病予防法における不法行為(未登録、狂犬病予防注射未実施)があったとしても、当該法において適切な措置を講じるべきであり、個人間の争いのために個人の権利利益を制限し個人情報を公開する公益上の特段の理由はなく、同号ただし書イに規定する情報には該当しない。

エ 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は非公開とされるべき個人に関する情報から除かれるが、犬の登

録、狂犬病予防注射等の施策により昭和31年以降、狂犬病の発生は防止されていること、また本市において著しく咬傷事故が多発しているといった特別な事情もないこと、さらに国において狂犬病予防注射実施の有無についての公表制度がないのは公表する利益と公表されたことによる損失とを比較衡量しての結果であると推測されることなどから、個人の権利利益を制限し、犬の登録及び狂犬病予防注射の有無を公開することが必要とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。

なお、咬傷事故が発生した場合には、当該犬について狂犬病の鑑定を行い、咬まれた被害者へ鑑定結果を個別に報告するという対応をしている。

(4) 条例第7条第5号該当性について

登録情報は、狂犬病発生予防等に関する事務事業のために収集された個人情報であり、登録情報を第三者に公開することによって、個人情報が一方的に公表され、実施機関として個人情報を保護することができなくなり、公表を前提としていない狂犬病予防法に基づく当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

4 審査会の判断理由

(1) 本件請求文書について

ア 実施機関は、本件請求文書について条例第7条第1号及び第5号に該当し、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため条例第10条を適用し、本件請求文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否する決定を行ったものである。以下、本件請求文書について、条例第7条第1号及び第5号該当性並びに第10条の適用について検討する。

イ 当審査会は、本件請求文書について、狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づき、犬の所有者が犬の所在地を管轄する市町村長に対してなされるべき犬の登録申請の内容を登録した原簿を用紙に出力する登録原簿送付書であり、登録番号、登録年月日、所有者の氏名、所有者の住所、犬の名前、注射済番号、犬の所在地、犬の種類、犬の生年月日、犬の毛色、犬の性別、犬の特徴、狂犬病予防注射の実施記録及び原簿の記載事項の変更履歴が記載されるものであることを確認した。

ウ 本件公開請求は、特定個人を指定し、当該特定個人に係る特定の犬の登録の有無及び狂犬病予防注射済票の交付の有無について公開することを求めたものである。実施機関が管理する犬の登録原簿及びその内容を出力する登録原簿送付書は、特定個人の犬の登録状況等が記載されるものであり、本件請求文書の存否を答えることは、当該特定個人の犬の登録の有無、狂犬病予防注射の実施状況等を答えることと同様の結果が生じることになると認められる。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条は、公文書の公開義務を定め、「公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない」と規定している。

同条第1号は、原則公開の例外のひとつとして、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別されうるもの又は特定の個人は識別できないが公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができるとしたものである。これは、個人のプライバシーを最大限に保護するため、何人が考えても個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判断できるものはもとより、判断が困難なものをも含めて、個人に関する情報の一切を非公開とする措置を講じたものと考えられる。

本件請求文書に記載される事項のうち、所有者の氏名、所有者の住所、犬の所在地については、特定の個人が識別され、若しくは識別されうるものであり、また、登録番号、登録年月日、犬の名前、注射済番号、犬の種類、犬の生年月日、犬の毛色、犬の性別、犬の特徴、狂犬病予防注射の実施記録及び原簿の記載事項の変更履歴については、本件公開請求が個人を特定し、当該特定個人の所有するビーグル犬に関してなされたものであることから、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であり、いずれも同条第1号に該当すると判断する。

イ 同号ただし書ア該当性について

同号ただし書アは、公表することを目的として、作成し、又は取得した情報について、個人情報であっても、非公開情報から除外する旨規定している。

狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づき行われる登録は、狂犬病の発生予防及びまん延防止、撲滅により公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るために行われるものであり、行政が犬の所有状況を把握するとともに、犬を適正に管理させるために行われるものと考えられる。したがって、犬の所有状況の公表を前提としたもの、あるいはその公表を登録申請者が了承しているものとは言えず、公表することを目的として、作成し、又は取得した情報であるとは言えない。

不服申立人は、狂犬病予防法では、犬の所有者は鑑札をその犬に着けておかなければならないとされていること、また、犬の所有者は注射済票をその犬に着けておかなければならないとされていることを挙げ、特段隠さなければいけないことではない旨主張している。

確かに、同法第4条第3項では、犬の所有者はその犬に登録に際して交付される鑑札を着けなければならない旨規定しているが、鑑札は、鑑札の着けられている犬が既に登録されていることを示すもので、記載内容は犬鑑札の文字、登録番号、市町村名であり、そこには登録番号及び市町村名以外所有者に関わる情報は記載されていない。また、同法第5条第3項では、犬の所有者は、狂犬病予防注

射を受けたことを示す注射済票をその犬に着けておかなければならない旨規定している。注射済票は、注射済票の着けられている犬が狂犬病予防注射を受けていることを示すもので、記載内容は年度、狂犬病予防注射済の文字、注射済番号、市町村名であり、それ以外の情報は記載されていない。

したがって鑑札、注射済票を着けておかなければならないということをもって、個人が自主的に公表しているとは言うことはできない。

なお、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第9条第2号の規定により、犬の飼養者（動物の所有者をいい、所有者以外の者が飼養し又は保管する場合はその者を含む。同条例第2条第2号）は、係留場所の門戸その他他人の見やすい箇所に、犬を飼養し又は保管している旨の標識を掲示することを義務付けられている。この標識は、「犬」と記載されたもので、犬の所有者を示すためではなく、訪問者等に対してそこで犬が飼われていることを示すことにより、犬による事故を防ぐことにその目的があると考えられる。

したがって犬の係留場所への標識の掲示をもって、個人が自主的に公表しているとは言うことはできない。

以上のことから、本件請求文書に係る情報については、同号ただし書アに該当しないと判断する。

ウ 同号ただし書イ該当性について

同号ただし書イは、法令又は条例の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められる情報について、個人情報であっても、非公開情報から除外する旨規定している。

これは個人情報として保護される権利利益よりも、公開することが公益上必要であると認められる積極的理由が強い場合に公開する趣旨であると考えられる。

犬の登録は狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づくものであり、本件請求文書はその登録手続に際して、また、注射済票を交付するに際して実施機関が作成する情報であると認められる。

しかし、犬の鑑札及び注射済票に記載される内容は番号等に限定されていること、また犬の係留場所へ掲示される標識は場所を示すためのものであることなどから考えると、個人が犬を飼うのか飼わないのか、飼う場合にどのような種類、大きさ、色等の犬を飼うのか、またその犬にどのような名前をつけるのか等の当該個人のプライバシーについて、その保護される利益よりも、公開することが公益上必要であると認められる積極的理由が強いとは認められない。

したがって、本件請求文書に係る情報については、同号ただし書イに該当しないと判断する。

エ 同号ただし書ウ該当性について

同号ただし書ウは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報について、個人情報であっても、非公開情報

から除外する旨規定している。

これは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報について公開することを定めたものと考えられる。

狂犬病は、人や動物に感染し、発症するとほぼ100パーセント死に至る恐ろしい病気である。海外での狂犬病発生状況を踏まえ、国（農林水産省）において本年3月、狂犬病が発生したり、そのおそれがある国や地域から、生後4か月未満の子犬の輸入を自粛するようペットの輸入業者や関係団体に要請したと新聞報道されているように、狂犬病の発生予防対策は強化されている状況にある。

当審査会は、狂犬病の危険性を否定するものではないが、

厚生労働省の統計によると、昭和31年に発生して以降、我が国において犬の狂犬病は発生していないこと

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第37条の規定により、犬の飼養者はその飼養する犬が人の生命、身体又は財産に対し害を加えた場合には直ちに届け出なければならず、平成14年度市内における犬の登録頭数26,130頭に対して発生した咬傷事故件数は26件にとどまっていること

実施機関の説明によると、咬傷事故が発生した場合には、予防注射実施の有無にかかわらず当該犬について狂犬病の鑑定を行い、咬まれた被害者へ鑑定結果を個別に報告し対応しているとのこと

などから考えると、現時点においては、狂犬病の発生の危険性があるということをもって、保護されるべき個人の権利利益よりも公にすることにより保護される利益が優越するとまでは言えない。

したがって、本件請求文書に係る情報については、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

オ その他

不服申立人は、当該特定個人が犬を綱、鎖等でつながないで運動させた時点で、当該特定個人は条例第7条により個人情報保護されることを自ら放棄したものとみなすべきである旨主張しているが、同条第1号に規定する個人情報に該当するか否かの判断は純粋に条例の解釈としてなされるべきものであり、それについて放棄するあるいは放棄することをみなすということは認められない。したがって、不服申立人の主張は受け入れることができない。

また、不服申立人は当該犬に襲われた被害者であり、登録及び注射済であるか否かについて公開されるべきである旨主張しているが、実施機関が行う公開・非公開の決定は請求者が誰であるのか、また請求の目的が何であるのかによって左右されるべきものではない。したがって、不服申立人の主張は受け入れることができない。

さらに、不服申立人は、未登録及び予防注射未実施が増加している旨、並びに

犬を飼う場合には登録しなければならないことを認識させるために公開すべきである旨主張しているが、犬の登録及び予防注射の実施は、狂犬病予防法をはじめとする犬に関わる各種施策によりなされるべきものであり、本件請求文書を公開することによりなされるものではない。したがって、不服申立人の主張は受け入れることができない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、原則公開の例外として、「市の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」は非公開とすることができると定めたもので、アからウまでの各規定において例示する典型的な情報のほか、エにおいて「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があるものを規定している。

実施機関は、本件請求文書について同号該当性を主張しているが、既に前記4(2)で本件請求文書を非公開とすることについて判断をしており、同号該当性について判断するまでもない。

(4) 条例第10条の適用について

ア 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に、実施機関が当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。

上記で検討したとおり、本件請求文書の存否を答えるだけで、特定個人の犬の登録の有無等という条例第7条第1号に該当する非公開情報を公開することとなるので、本件請求文書について、条例第10条の規定に基づいて本件公開請求を拒否した非公開決定は、妥当であると判断する。

イ 不服申立人は、公開拒否の理由として、証拠を示し、犬の所有者と管理者が同一人ならば公開すると言っていたので当該特定個人の署名捺印の書類を添付する旨主張している。しかし、犬の所有者と管理者が同一であるか否かにより、存否応答拒否の判断が異なるものではなく、不服申立人の主張は受け入れることができない。

(5) 結論

以上のとおり、本件請求文書について、実施機関が行ったその存否を明らかにしないで公開請求を拒否した非公開決定は、妥当である。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

情報公開審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 1月19日	諮問
1月22日	実施機関（主管：保健所生活衛生課）に公文書非公開決定に係る理由説明書の提出依頼
2月 6日	実施機関から公文書非公開決定に係る理由説明書を受理
2月16日 （第99回審査会）	審議
2月17日	不服申立て人に公文書非公開決定に係る理由説明書の写しを送付 不服申立て人に公文書非公開決定に係る理由説明書に対する意見書の提出依頼
3月10日	不服申立て人から公文書非公開決定に係る理由説明書に対する意見書を受理
3月15日 （第100回審査会）	実施機関の職員（生活衛生課長ほか3名）から非公開理由の聴取
4月15日 （第101回審査会）	不服申立人から意見の聴取
5月14日 （第102回審査会）	審議
6月17日 （第103回審査会）	審議
7月15日 （第104回審査会）	審議

相模原市情報公開審査会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
平田 秀光	学識経験のある者	会 長
徳永 勝	学識経験のある者	職務代理
相浦 弘子	学識経験のある者	平成16年6月30日退任
阿部 雅子	学識経験のある者	平成16年7月1日就任
大山 忠男	学識経験のある者	
斎藤 文	学識経験のある者	